ワ　実習実施機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること	三年間
カ　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）	三年間
ヨ　この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第一号ロに掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号ロに係る不正行為」という。）に準ずる行為（同表ソ及びツに係るもの（技能実習第一号ロの表の研修の項の下欄に掲げる活動に係るものを除く。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号ロに係る不正行為」という。）に準ずる行為（同表ヨに係るもの（技能実習第一号ロの表の研修の項の下欄に掲げる活動に係るものを除く。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「研修に係る不正行為」という。）に準ずる行為（同表ヨに係るもの（研修の表の研修の項の下欄に掲げる不正行為に準ずる行為を除く。）に掲げる不正行為（以下「研修に係る不正行為」という。）に準ずる行為（同表ヨに係るもの（研修の表の研修の項の下欄に掲げる不正行為に準ずる行為を除く。）に掲げる不正行為に準ずる行為を行うこと	三年間
タ　実習実施機関において、技能実習（実習実施機関が本邦において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為	一年間

十九　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十一　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が次に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

イ　法第七十三条の二から第七十四条の八までの規定

ロ　労働基準法第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項及び第三項の規定に係る部分に限る。）及び第百二十一条の規定に係る同法第百二十一条の規定

ハ　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条及び第六十六条（同法第八十条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、第百三十一条（同法第五十八条第一項の規定に係る同法第百三十五条及び第百三十七条第一項又は船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十五年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

ニ　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

二十二　実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

二十三　送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による上陸の許可若しくは法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為に関する第一号ロの表に掲げる事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。

一　申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。

二　申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

三　申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。

四　申請人が本邦において修得しようとする技能等を要する業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は申請人が当該技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。

五　申請人が国籍又は住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能等を修得しようとする者であること。

六　申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において監理団体（技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が実施する講習を含む。次号において同じ。）に関して、次に掲げる違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されまいことが見込まれること。

イ　送出し機関